平成２２年（フ）第１０４５号
千葉市緑区誉田町３丁目82番地５
債務者　片岡　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４６号
千葉市緑区誉田町３丁目82番地５
債務者　片岡久美子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０６６号
千葉県市川市相之川４丁目11番11－303号　コーポＴＫ
債務者　國村　勇起
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７８号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目36番地８　ヴィラージュＡ棟202号
債務者　天野　芳子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１０２号
千葉県市原市海士有木163番地
債務者　渡辺　知三
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２９号
千葉県浦安市北栄２丁目19番37号　クベット102
債務者　千田　二郎
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３３号
千葉県船橋市本中山３丁目22番６号富川荘202号
債務者　渕辺　　勇
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１７３号
千葉県船橋市大穴南５丁目16番14号　カーサ高根202号
債務者　長谷川正雄
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８１号
千葉県市川市塩焼３丁目17番23―401号レクセルガーデン行徳
債務者　筒井　正彦
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８５号
千葉県八千代市八千代台北５丁目３番地７　ハイホーム八千代台401号
債務者　久慈　隆行
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０１号
千葉市美浜区高洲２丁目８番７棟203号
債務者　長谷川グロリア　ラシモ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１９号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目23番５号
債務者　内山　順子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６７号
千葉市中央区今井町1387番地14
債務者　福永　博之
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５６５号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟417号
債務者　大川　雅禎
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５７４号
名古屋市南区内田橋２丁目32番14号　豊田本町公団住宅２棟901号
債務者　清水　栄三
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５９２号
名古屋市東区砂田橋４丁目１番１－305号　市営砂田橋荘
債務者　嶋　　善礼
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８４号
兵庫県姫路市豊富町豊富2198番地１
債務者　福永　敏男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６８５号
兵庫県高砂市春日野町2343番地の42
債務者　高橋　英世
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部